別表１

　全身性障がい者移動支援従業者養成研修課程　研修カリキュラム及び時間数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 教　科　名 | 時間  数 | 目的  （学習の目標） | 内　　　容 | 講義担当職種例 |
| 講  義  ・  共  通  科  目 | 障がい者（児）福祉制度と移動支援事業 | ２ | 障がい者（児）福祉の制度と移動支援事業の内容、役割を理解する。 | 1　障がい者福祉の基本理念  2　障がい者福祉の最近の動向  3　移動支援事業について | 障がい者行政担当者  社会福祉士  介護福祉士 |
| 移動支援従業者の業務 | １ | 移動支援従業者の業務内容を理解する。 | 1　移動支援従業者の業務内容  2　移動支援従業者の基本的な心得 | 障がい者行政担当者  ガイドヘルパー |
| 移動支援従業者の職業倫理 | １ | 移動支援に従事する際の職業倫理について理解する。 | 1　福祉業務従業者としての倫理  2　移動支援においてとるべき基本的態度 | 社会福祉士  介護福祉士  ガイドヘルパー |
| 障がい者の人権 | ２ | 障がい者の人権について理解を深め、援助方法を学ぶ。 | 1　障がい者の人権についての理解  2　人権侵害の事例 | 当事者  学識経験者 |
| 講  義  ・  障  が  い  別  科  目 | 障がいの理解（全身性障がい） | ２ | 業務において直面する頻度の高い障がい・疾病を理解するとともに、介助に必要な状態像を把握する。 | 1　肢体不自由者（児）の原因疾患（脳性まひ、脳血管障がい、頸髄損傷など）及び症状の理解 | 障がいの理解（全身性障がい） |
| 障がい者（児）の心理（全身性障がい） | １ | 障がい者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。 | 1　中途障がい者の障がい受容  2　先天性障がい者の自立  3　障がい者の心理と人間関係 | 障がい者施設支援員  理学療法士  作業療法士  介護福祉士  心理判定員  臨床心理士 |
| 移動介助の基礎知識（全身性障がい） | ２ |  |  | 理学療法士  作業療法士  介護福祉士  言語療法士  医師  保健師  救命救急士  ガイドヘルパー |
| （ア）姿勢保持について |  | 良好な姿勢保持の必要性を理解するとともに、その方法を習得する。 | 1 良好な姿勢の必要性  2　良好な姿勢保持の方法  3 姿勢保持の留意点 |
| （イ）コミュニケーションについて |  | 言語障がいについての理解を深め、言語障がいのある人への接し方を習得する。 | 1　言語障がいの種類と特徴  2　言語障がいのある人への接し方 |
| （ウ）事故防止に関する心がけと対策 |  | 事故防止のための方法や事故が起きた時の対応方法を習得する。 | 1　事故防止のための移動の留意点  2　事故時の対応  3 介助者自身のからだの保護 |
|  | 教　科　名 | 時間  数 | 目的  （学習の目標） | 内　　　容 | 講義担当職種例 |
| 実  習  講  習 | 演習①（実技講習）  　移動介助の基本技術 | ４ |  |  | 障がい者施設支援員  理学療法士  作業療法士  介護福祉士  ガイドヘルパー |
| （ア）抱きかかえ方及び移乗の方法 |  | 車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を習得する。 | 1　床と車いす間の移乗  2　ベットと車いす間の移乗  3　２人の介助者で行う場合 |
| （イ）生活行為の介助 |  | 外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法を習得する。 | 1　食事の介助方法  2　衣服着脱の介助方法  3　排泄の介助方法 |
| （ウ）介助に関わる車いすの理解 |  | 移動介助に必要な車いすについて知識を深め、それらの機能を把握する。 | 1　車いすの構造と機能  2　電動車いすの構造と機能  3　重度肢体不自由者用車いすの構造と機能 |
| 演習②（実技講習）  　交通機関利用の介助演習    ※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。  ※実際の公共交通機関等を利用すること。 | ５ | 車いすでの移動を介助する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法などを習得する。 | 1　車いすの取り扱い方  2　車いす移動介助における注意  3　雨の日の介助  4　平地での移動  5　階段における移動  6　エレベーターの利用  7　エスカレーターの利用  （危険なため実習はせず、説明のみ行う）  8　トイレの利用  9　自動車の乗降  10　駅の改札  11　電車の乗降   1. バスの乗降 2. デパート・スーパーでの買い物   14　反省会 | 障がい者施設支援員  理学療法士  作業療法士  介護福祉士  ガイドヘルパー |
|  | 計 | ２０ |  |  |  |

別表２

　知的障がい者移動支援従業者養成研修課程　研修カリキュラム及び時間数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 教　科　名 | 時間  数 | 目的  （学習の目標） | 内　　　容 | 講義担当職種例 |
| 講  義  ・  共  通  科  目 | 障がい者（児）福祉制度と移動支援事業 | ２ | 障がい者（児）福祉の制度と移動支援事業の内容、役割を理解する。 | 1　障がい者福祉の基本理念  2　障がい者福祉の最近の動向  3　移動支援事業について | 障がい者行政担当者  社会福祉士 |
| 移動支援従業者の業務 | １ | 移動支援従業者の業務内容を理解する。 | 1　移動支援従業者の業務内容  2　移動支援従業者の基本的な心得 | 障がい者行政担当者  ガイドヘルパー |
| 移動支援従業者の職業倫理 | １ | 移動支援に従事する際の職業倫理について理解する。 | 1 福祉業務従業者としての倫理  2 移動支援においてとるべき基本的態度 | 社会福祉士  介護福祉士  ガイドヘルパー |
| 障がい者の人権 | ２ | 障がい者の人権について理解を深め、援助方法を学ぶ。 | 1　障がい者の人権についての理解  2　人権侵害の事例 | 当事者  学識経験者 |
| 講  義  ・  障  がい別  科  目 | 障がいの理解（知的障がい） | ２ | 知的障がいを理解するとともに、介助に必要な状態像を把握する。 | 1　知的障がいについての理解  2　知的障がいとなる主な原因  3　知的障がい者とのかかわり方、社会参加 | 障がい者支援施設職員  ガイドヘルパー  医師  看護師 |
| 障がい者（児）の心理（知的障がい） | １ | 知的障がい者（児）を支える親や家族についての理解を深める。 | 1　知的障がい者と家族  2　家族理解の基本 | 障がい者支援施設職員  ガイドヘルパー |
| 移動介助の基礎知識（知的障がい） | ２ | 移動介助の目的を理解し、基本原則を把握する。 | 1　援助の視点  2　援助者の心がまえ  3　援助の具体的方法 | 障がい者支援施設職員  ガイドヘルパー |
| 実  習  講  習 | 実習①  　コミュニケーション実習 | ３ | 知的障がい者とのコミュニケーションによる体験的理解。 | 1　知的障がい特有の行動がある人への支援の方法  2　本人の意思尊重 | 障がい者支援施設職員  ガイドヘルパー |
| 実習②（実技講習）  　外出（交通機関利用）の介助演習  ※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。  ※実際の公共交通機関等を利用すること。 | ５ | 屋外での移動介助の方法を実習する。 | 1　一緒に歩く、話をする  2　乗り物（電車・バス等）の利用  3　デパート、スーパーでの買い物  4　階段、エスカレーター、エレベーターの利用  5　レジャー施設の利用（ボウリング、カラオケ等）  6　公共施設の利用（図書館、博物館、美術館等）  7　食事  8　トイレの利用  9　反省会 | 障がい者支援施設職員  ガイドヘルパー |
|  | 計 | １９ |  |  |  |

別表３

　精神障がい者移動支援従業者養成研修課程　研修カリキュラム及び時間数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 教　科　名 | 時間  数 | 目的  （学習の目標） | 内　　　容 | 講義担当職種例 |
| 講  義  ・  共  通  科  目 | 障がい者福祉制度と移動支援事業 | ２ | 障がい者福祉の制度と移動支援事業の内容、役割を理解する。 | 1　障がい者福祉の基本理念  2　障がい者福祉の最近の動向  3　移動支援事業について | 障がい者行政担当者  精神保健福祉士  社会福祉士 |
| 移動支援従業者の業務 | １ | 移動支援従業者の業務内容を理解する。 | 1　移動支援従業者の業務内容  2　移動支援従業者の基本的な心得 | 障がい者行政担当者  ガイドヘルパー |
| 移動支援従業者の職業倫理 | １ | 移動支援に従事する際の職業倫理について理解する。 | 1 福祉業務従業者としての倫理  2　移動支援においてとるべき基本的態度 | 精神保健福祉士  社会福祉士  ガイドヘルパー |
| 障がい者の人権 | ２ | 障がい者の人権について理解を深め、援助方法を学ぶ。 | 1　障がい者の人権についての理解  2　人権侵害の事例 | 当事者  学識経験者 |
| 講  義  ・  障  がい別  科  目 | 障がいの理解（精神障がい） | ２ | 精神障がいを理解するとともに、介助に必要な状態像を把握する。 | 1　精神障がいについての理解  2　精神障がいとなる主な原因  3　精神障がい者とのかかわり方、社会参加 | 障がい者支援施設職員  精神保健福祉士  精神科医  看護師 |
| 障がい者の心理（精神障がい） | １ | 精神障がい者を支える親や家族についての理解を深める。 | 1　精神障がい者と家族  2　家族理解の基本 | 障がい者支援施設職員  精神保健福祉士 |
| 移動介助の基礎知識（精神障がい） | ２ | 移動介助の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。 | 1　援助の視点  2　援助者の心がまえ  3　援助の具体的方法 | 障がい者支援施設職員  精神保健福祉士  ガイドヘルパー |
| 実  習  講  習 | 実習  コミュニケーション実習    ※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。 | ３ | 精神障がい者とのコミュニケーションによる体験的理解。 | 作業所、デイケア等でのグループワーク・見学等  　反省会 | 障がい者支援施設職員  精神保健福祉士 |
|  | 計 | １４ |  |  |  |

別記　様式

|  |
| --- |
| 第　　　　　号  修　了　証　明　書  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　 月　 日生    　大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に定める大阪府移動支援従業者養成研修（全身性・知的・精神）障がい課程を修了したことを証明する。  なお、この研修は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第１条第20号に掲げる研修の（全身性・知的）障がい者外出介護従業者養成研修課程に相当するものと認めるものである。    　年　 月 　日  　　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　　　　　　　　　印 |

※全身性・知的障がい課程においては、なお書き以下を追加する。